

令和6年4月1日

大阪広域水道企業団
藤井寺水道センター

・令和6年度 メーター負担金（メーター口径50mm以上）

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第20条第3項及び藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第14条の規定により、メーター口径が50mm以上の給水装置の新設又は改造（メーターの口径が同じ場合を除く。）に係る令和5年度のメーター負担金の額を次のとおり定める。

口径	メーター負担金	（内消費税等相当額）
φ50mm	111,870円	(10,170円)
φ75mm	147,840円	(13,440円)
φ100mm	191,400円	(17,400円)

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）